

仕 様 書

- 1 件 名
令和6年度制度改正周知用リーフレット印刷請負
- 2 品 名
令和6年度制度改正周知用リーフレット
- 3 納品場所
指定 30 箇所 (別紙1参照)
- 4 納品年月日
令和6年6月17日 (令和6年5月上旬頃 契約予定)
- 5 数 量
1,077,600枚 (見本100部含む) (別紙1参照)
- 6 印刷内容 (大きさ、色、印刷面)
A3、4色刷り (カラー)、 両面印刷
- 7 紙質等 (紙質、重さ、紙地色)
上質紙55kg相当 (見本提示希望)
- 8 校 正 要校正
- 9 その他
 - ・DM折り (二つ折 + 巻き三つ折り) にて納品。
 - ・100枚ずつ帯封等により仕分けをすること。
 - ・成果物は原則として箱詰めとするが、少量の納品先には封筒詰めによる納品も可能。
 - ・外包装には、次の6項目を記載したラベルを見やすい位置に貼り付けする。
また、ラベル見本を広域連合へデータで提供すること。
① 市町村名 ②後期高齢 ③令和6年度制度改正周知用リーフレット
④数量 (入り数/全数) ⑤箱ごとの連番 (箱の総数が10箱であれば1/10、2/10…)
⑥納品年月日
 - ・数量のうち各100部を広域連合に納品する。
 - ・各市町村の備考欄記載の内容については事前に対応可能か確認すること。
 - ・製品版データを広域連合へ提供すること。
- 10 契約不適合責任
 - (1)引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合 (受託者が委託者に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合を含む。) は、委託者は、受託者に対し、履行の追完の請求、代金の減額の請求 (不適合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときを除く。)、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
 - (2)受託者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び

契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

1.1 疑義等の決定

その他、仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、委託者、受託者が協議し決定するものとする。

令和6年度制度改正周知用リーフレット 数量・納品先一覧

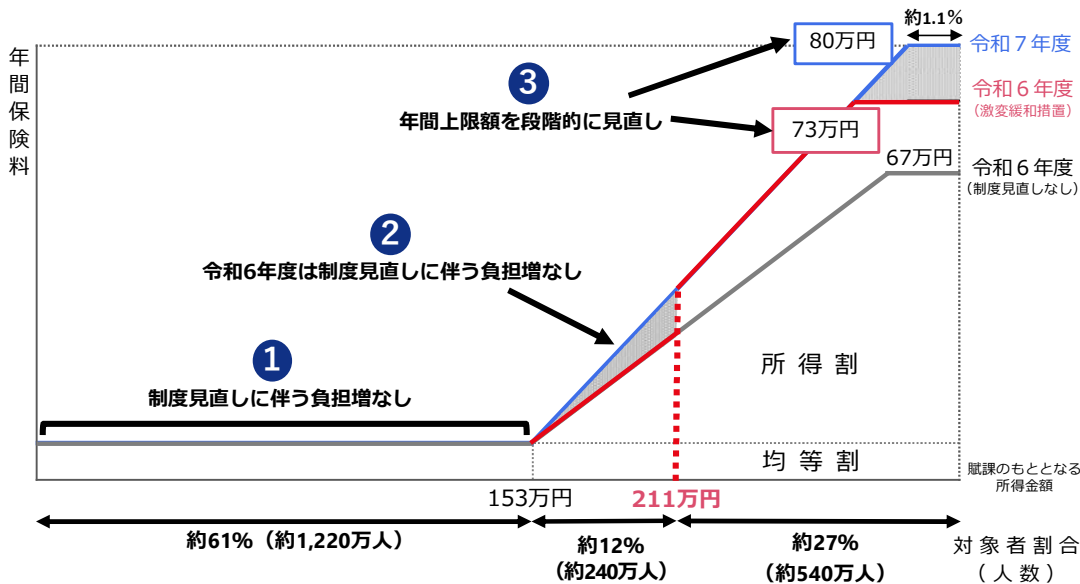
No.	市町村名	納品先情報(今後変更となる場合あり)					備考
		令和6年度納品数量 数量	納品先名	郵便番号	住所	電話番号	
1	横浜市	555,000	光ビジネスフォーム(株)DPPセンター 第一管理課	193-0834	東京都八王子市東浅川町554-7	042-669-3760	※10t車納品不可。 ※横浜市指定品番の記載(例:支給品XXXXX)記載。
2	横須賀市	85,000	未定(5月中旬決定)				
3	鎌倉市	33,500	小林クリエイト株式会社東京情報処理センター	143-0006	東京都大田区平和島六丁目5番1号 東京流通センター(TRC)物流ビルC棟Dブ	070-8707-4130	
4	藤沢市	65,000	藤沢市役所 保険年金課	251-8601	神奈川県藤沢市朝日町1番地の1	0466-50-8265	
5	小田原市	45,000	小田原市役所保険課 高齢者医療係	250-8555	神奈川県小田原市荻窪300番地	0465-33-1843	
6	茅ヶ崎市	47,000	茅ヶ崎市役所 保険年金課	253-8686	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号	0467-81-7157	
7	逗子市	11,500	逗子市役所 国保健康課 保険年金係	249-8686	神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号	046-873-1111(代)	
8	三浦市	11,900	福島印刷株式会社 支給品受入チーム	920-0357	石川県金沢市佐奇森町ル6	076-267-5111	
9	秦野市	30,000	秦野市役所 国保年金課 後期高齢者医療担当	257-8501	秦野市桜町1-3-2	0463-82-5491	
10	大和市	37,500	未定(4月頃決定)				
11	伊勢原市	20,000	保険年金課 後期高齢者医療係	259-1188	神奈川県伊勢原市田中348番地	0463-94-4521	
12	海老名市	26,500	海老名市国保医療課後期高齢者医療係	243-0492	神奈川県海老名市勝瀬175番地の1	046-235-4595	
13	座間市	23,000	座間市役所 保険年金課	252-8566	座間市緑ヶ丘一丁目1番1号	046-252-7213	
14	南足柄市	9,000	株式会社TKC 地方公共団体事業部 封入封緘担当者	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
15	綾瀬市	14,000	株式会社TKC 地方公共団体事業部 封入封緘担当者	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
16	葉山町	8,500	株式会社TKC 地方公共団体事業部 封入封緘担当者	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
17	寒川町	8,000	寒川町役場 健康福祉部 保険年金課 国保・高齢者医療担当	253-0196	高座郡寒川町宮山165番地	0467-74-1111	
18	大磯町	7,400	株式会社TKC 地方公共団体事業部 封入封緘担当者	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
19	二宮町	7,000	株式会社TKC 地方公共団体事業部 封入封緘担当者	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
20	中井町	2,200	株式会社TKC 地方公共団体事業部 封入封緘担当者	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
21	大井町	3,400	株式会社TKC 地方公共団体事業部 封入封緘担当者	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
22	松田町	2,700	株式会社TKC 地方公共団体事業部 封入封緘担当者	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
23	山北町	2,300	株式会社TKC 地方公共団体事業部 封入封緘担当者	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
24	開成町	3,100	株式会社TKC 地方公共団体事業部 封入封緘担当者	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
25	箱根町	2,500	株式会社TKC 地方公共団体事業部 封入封緘担当者	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
26	真鶴町	2,100	株式会社TKC 地方公共団体事業部 封入封緘担当者	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
27	湯河原町	5,800	株式会社TKC 地方公共団体事業部 封入封緘担当者	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
28	愛川町	8,000	株式会社TKC 地方公共団体事業部 封入封緘担当者	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
29	清川村	600	清川村税務住民課	243-0195	神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地	046-288-3849	
30	広域連合	100					
計		1,077,600	No.14～16、18～28については同じ納品先となる予定				

保険料負担の急激な増加をやわらげる措置があります

令和6年度からの制度見直しに伴う、新たなご負担に関しては、

- 1 被保険者の約6割の方^(※1)（例：年金収入153万円相当以下の方）は、**制度見直しに伴う増加はありません。**^(※2)
- 2 一定以下の収入の方（例：年金収入153万円～211万円相当の方）は、収入に応じてご負担いただく定率部分（所得割）について、**令和6年度は制度見直しに伴う増加はありません。**^(※2)
- 3 収入が高い方（約1000万円を超える方）は、保険料負担の年間上限額（賦課限度額）について、**段階的に引き上げられます（令和6年度は73万円、令和7年度は80万円）。**^(※3)

※1 収入にかかわらずご負担いただく定額部分（均等割）のみを負担している方
 ※2 制度の見直し以外の要因（人口構成の変化や医療費の増加等）により、保険料額が増加することもあります。
 ※3 賦課限度額の段階的引き上げの対象となる方は、以下の通り。
 ① 令和6年4月1日より前から後期高齢者医療制度の被保険者であった方
 ② 令和6年度中に障害認定を受け後期高齢者医療制度の被保険者である方



※あくまで全国的な激変緩和措置の概要であり、各広域連合によって額や率等の詳細は異なります。

保険料の見直しに関するお問い合わせ

今回の制度の見直しの背景等に関するご質問等は、

厚生労働省コールセンター(0120-122-140)

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）

※運用期間：令和6年6月～令和7年3月

ご自身の保険料額の計算等に関するご質問等は、都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」

令和6年度からの後期高齢者医療制度の見直しに関するご案内

令和6年〇月
厚生労働省保険局

後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いて約4割が現役世代の負担する支援金でまかなわれています。
少子高齢化が進む中、後期高齢者の医療費は今後さらに増えていくと見込まれています。

このため、全ての国民が、年齢に関わりなく、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことが重要となります。

令和6年4月から後期高齢者医療制度の保険料について制度改正が行われ、**令和6・7年度の保険料に反映されています。**

- 1 「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支援金」の伸び率が同じとなるよう見直し
- 2 出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者が支援する仕組みの導入

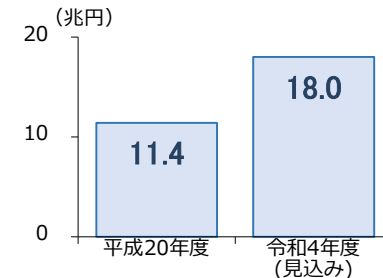
<後期高齢者医療制度の財政>

後期高齢者の保険料
約1割

後期高齢者支援金
(若年者の保険料)
約4割

公費（国・都道府県・市町村）
約5割

<後期高齢者医療費の動向（全国値）>



今回の保険料の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくために行われます。



主なポイント、対象になる方など、次のページ以降でご説明します。

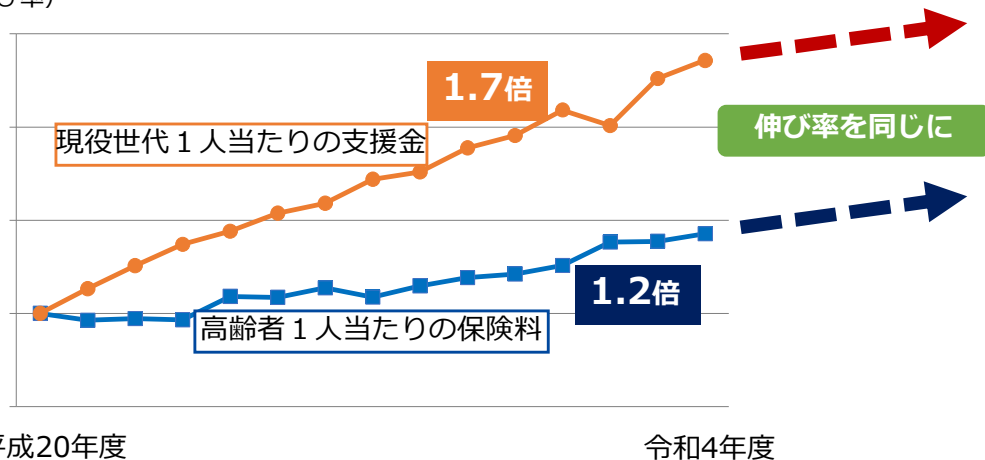
ポイント①

「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支援金」の伸び率が同じとなりますようにします

- 「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」については、少子高齢化による人口構成の変化により、制度導入時（平成20年度）に比べ、**後期高齢者は1.2倍、現役世代は1.7倍に増えており、現役世代の負担がより重くなっています。**
- そこで、現役世代の負担上昇を抑え、持続可能な仕組みにするため、令和6年度から**「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直されました。**
- これによる後期高齢者の保険料の増加分は、後期高齢者の中で負担能力に応じてご負担いただくため、約6割の方には制度見直しに伴う負担増が生じません。

《1人当たり保険料・支援金の推移（全国値）》

(伸び率)



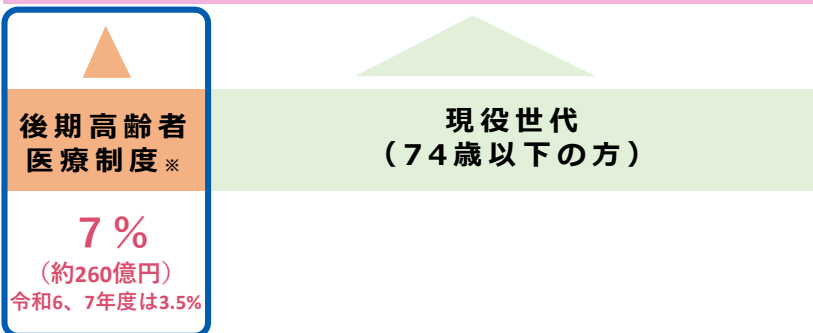
ポイント②

出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者の保険料から支援します

- 少子化に歯止めをかけ、子育てを全世代で支援するため、**出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みが令和6年4月から始まりました。**
- **出産育児一時金に必要な費用のうち一部（7%）を、後期高齢者の保険料から支援することになります。**なお、後期高齢者医療制度が創設された平成20年4月以前は、出産育児一時金を含め、子ども関連の医療費については高齢者世代も負担していました。
- 7%という割合は、後期高齢者と現役世代の保険料負担の金額をもとに設定されています。
- なお、令和6・7年度については、負担の急激な増加をやわらげるため、後期高齢者の負担は半分の**3.5%**となります。



出産育児一時金の費用 全世代の保険料により負担



※65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。